

## 厚労省「第9回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」 特定健診等の目標値を保険者種別ごとに設定

2012/6/18

6月18日の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」（座長：多田羅浩三・財団法人日本公衆衛生協会理事長）は、第2期特定健診・保健指導実施計画における保険者の目標について意見交換を行った。

事務局は、2013年度から2017年度を対象とした第2期計画の目標案を提出。全国目標として、2012年度までの目標を据え置き、特定健診の実施率を70%、保健指導の実施率を45%とした。

また、全国目標の達成に向け、保険者の種別ごとにバラつきがあることから、種別ごとに目標を設定することも提案した。具体的な目標値は下表の通り。

### 【保険者種別ごとの目標案】

| 保険者種別      | 全国目標 | 市町村国保 | 国保組合 | 全国健康保険協会<br>(含む船保) | 単一健保 | 総合健保 | 共済組合 |
|------------|------|-------|------|--------------------|------|------|------|
| 特定健診の実施率   | 70%  | 60%   | 70%  | 65%                | 90%  | 85%  | 90%  |
| 特定保健指導の実施率 | 45%  | 60%   | 30%  | 30%                | 60%  | 30%  | 40%  |

特定健診における2010年度現在の実施率は全国で43.3%、目標値の70%はその1.6倍。同様に特定保健指導の実施率は全国で13.7%、目標値の45%はその3.29倍となっている。それらの達成を目指し、保険者種別ごとに、基本的に同程度の引き上げを行うこととした。

委員からは、「目標値は厳しいがやるしかない」、「特定健診の1.6倍はともかく、保健指導の3.29倍は無理がある」といった意見が多く出たほか、「今回の全国目標は最終目標ではなく、都度見直しが必要」、「実施方法についての目標も必要」とする意見が複数見られた。

目標値は次回会合で決定する予定。

### ■加算・減算制度の適用除外ルール等を整理

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、対象となる保険者や適用除外の規定が焦点となった。同制度は、各保険者の特定健診・保健指導への取り組み状況に応じて、保険者が支払う後期高齢者支援金の多寡が決まるというもので、第1期として2013年度から始まり、翌年から第2期（2014～18年度）として実施する。

第1期で加算対象となるのは、特定健診又は保健指導の実施率が実質的に0%の保険者。一方、減算対象は特定健診・保健指導いずれの実施率も参酌標準を達成した保険者となる。第2期での加算対象は第1期と同様、減算対象は調整済実施係数（調整済特定健診実施率×調整済特定保健指導実施率）が0.65以上とした。

ただ、適用除外のルールとして、①災害等により体制が未整備、②実施したが対象者がごく少数、③実施したがやむを得ず報告できず——といった場合は、同制度を適用しないこととした。

これらのルールについても、次回会合で決定する予定。